

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(報酬・放課後等デイサービス)

事業所
番号

4350500122

事業
所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ

番号	費用・加算の名称	算定単位等	要件 (概要)	届出事項	算定対象		留意事項等	請求	県確認欄
					全員	個別			
	(回答例)	所定単位数の 90/100	初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置している事業所において、当該サービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づきサービスを提供した場合			○			
		所定単位数の 90/100	事業所等の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所等と同一の建物(「同一敷地内建物等」)に居住する利用者又はこれ以外の範囲に所在する建物(当該建物に居住する利用者数が1月あたり20人以上の場合)に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合			○		○	← 請求している場合に○
第7 給付費の算定及び取扱い									
7-01 基本事項									
設問は(運営)に記載									
7-02 ○○サービス費									
7-02	放課後等デイサービス給付費	障害児(重症心身障害児を除く)に対し指定放課後等デイサービスを行う場合時間区分1(30分以上~1時間30分以下)	定員数に応じ 2,304~2,591 単位/日	医療的ケア区分3の障害児の場合	○	○	1. 個別支援計画において定めた提供時間よりも、実際に支援に要した時間が短くなった場合 ①利用者の都合による場合には、個別支援計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定する。学校の授業が延長した場合や道路渋滞等により通常より送迎に時間を要するなど、事業所に起因しない事情による場合も同様とする。 ②事業所の都合による場合には、実際に支援に要した時間が該当する時間区分で算定する。なお、支援時間は30分以上とすることを求めているが、①の場合は30分未満となった場合でも算定可		
7-02			定員数に応じ 1,296~1,583 単位/日	医療的ケア区分2の障害児の場合	○	○			
7-02			定員数に応じ 960~1,247 単位/日	医療的ケア区分1の障害児の場合	○	○			
7-02			定員数に応じ 287~574 単位/日	医療的ケア区分1~3に該当しない障害児の場合				○	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(報酬・放課後等デイサービス)

事業所
番号

4350500122

事業
所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ

番号	費用・加算の名称		算定単位等	要件 (概要)	届出事項	算定対象		留意事項等	請求	県確認欄
						全員	個別			
7-02	障害児(重症心身障害児を除く)に対し指定放課後等デイサービスを行う場合 時間区分2 (1時間30分超～3時間以下)		定員数に応じ 2,322～ 2,627単位/日	医療的ケア区分3の障害児の場合	○		○	能とする。②の場合は30分未満となった場合には算定不可とする。 2. 個別支援計画において定めた提供時間よりも、実際の支援に要した時間が長くなった場合		
7-02			定員数に応じ 1,313～1,618 単位/日	医療的ケア区分2の障害児の場合	○		○	・利用者の都合による場合、事業所の都合による場合、いずれにおいても、個別支援計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定することを基本とする。		
7-02			定員数に応じ 977～1,282単 位/日	医療的ケア区分1の障害児の場合	○		○	・ただし、利用者や学校等の都合により、通常個別支援計画に定めている提供時間とは異なる時間区分で算定するような状況が想定される場合		
7-02			定員数に応じ 305～609 単位/日	医療的ケア区分1～3に該当しない障害児の場合				○	(例えば、通常は1時間だが、学校の短縮授業等により3時間になる日が想定される場合等)には、想定される具体的な内容を個別支援計画に定め、必要な体制をとっている場合に	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(報酬・放課後等デイサービス)

事業所
番号

4350500122

事業
所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ

番号	費用・加算の名称		算定単位等	要件 (概要)	届出事項	算定対象		留意事項等	請求	県確認欄
						全員	個別			
7-02	障害児(重症心身障害児を除く)に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	時間区分3 (3時間超~5時間以下)	定員数に応じ 2,361~2,683 単位/日	医療的ケア区分3の障害児の場合	○		○	は算定可能とする。 ○ なお、個別支援計画において定めた提供時間と実際の支援に要した時間に乖離がある状態が継続する場合(例えば、個別支援計画において定める提供時間を3時間としながら、利用者の都合により実際の支援に要した時間が1時間となることが、1月の利用でみて恒常的に生じている場合)には、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと。 ○ また、実際に支援に要した時間については、日々のサービス提供記録に記録しておくこと。		
7-02			定員数に応じ 1,352~1,674 単位/日	医療的ケア区分2の障害児の場合	○		○			
7-02			定員数に応じ 1,016~1,339 単位/日	医療的ケア区分1の障害児の場合	○		○			
7-02			定員数に応じ 343~666 単位/日	医療的ケア区分1~3に該当しない障害児の場合			○			
7-02	放課後等デイサービス給付費	重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	定員数に応じ 686~1,756 単位/日	授業終了後に行う場合			○	同上		
7-02		重症心身障害児	定員数に応じ 810~2,038 単位/日	休業日に行う場合			○	同上		
7-02		重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	定員数に応じ69 2~1,771単位/ 日	授業終了後に行う場合			○	同上		
7-02		重症心身障害児	定員数に応じ81 7~2,056単位/ 日	休業日に行う場合			○	同上		
7-02		共生型	430単位/日	授業終了後に行う場合			○	同上		
7-02			507単位/日	休業日に行う場合			○	同上		

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(報酬・放課後等デイサービス)

事業所
番号

4350500122

事業
所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ

番号	費用・加算の名称		算定単位等	要件 (概要)	届出事項	算定対象		留意事項等	請求	県確認欄
						全員	個別			
7-02	放課後等デイサービス給付費	基準該当放課後等デイサービス給付費(I)	534単位/日	授業終了後に行う場合			○	同上	○	
7-02			602単位/日	休業日に行う場合			○	同上	○	
7-02		基準該当放課後等デイサービス給付費(II)	430単位/日	授業終了後に行う場合			○	同上		
7-02			507単位/日	休業日に行う場合			○	同上		
7-02	定員超過利用減算		所定単位数の70/100	①3ヶ月の利用者の平均が次の数を超える場合 定員11人以下 定員+3 定員12人以上 定員の125% ②1日の利用者の数が次の数を超えた場合 定員50人以下 定員の150% 定員51人以上 (定員-50)の125%+25	○	○		3ヶ月利用の場合は、直近の過去3ヶ月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について算定		
7-02	児童発達支援管理責任者欠如減算		所定単位数の70/100	事業所に配置すべき看護師、児童指導員、保育士、機能訓練担当職員又は児童発達支援管理責任者の員数を満たしていない場合 1割以上減の場合、翌月から解消月まで。 その他の場合は、翌々月から解消月まで(ただし、翌月末日において人員基準を満たす場合を除く) ※児童発達支援管理責任者が未配置であることにより、個別支援計画の作成や見直しができない場合において、障害児等のアセスメントを行い支援の方針や支援目標、支援内容及びそれを実施するための支援の提供時間を定めた個別支援計画と同様の計画を作成している場合においては、当該支援の提供時間に基づく基本報酬の算定を可能とする。当該計画については、あらかじめ支給決定保護者に説明を行い同意を得ること。 ただし、この場合においても、個別支援計画の未作成減算が適用されることに留意すること。	○	○		(児発管) 減算適用月から5月以上連続して基準に満たない場合は、5月目から所定単位数の50/100を算定		
7-02	サービス提供職員欠如減算		所定単位数の70/100	事業所に配置すべき看護師、児童指導員、保育士、機能訓練担当職員又は児童発達支援管理責任者の員数を満たしていない場合 1割以上減の場合、翌月から解消月まで。 その他の場合は、翌々月から解消月まで(ただし、翌月末日において人員基準を満たす場合を除く)	○	○		(サービス提供職員) 減算適用月から3月以上連続して基準に満たない場合は、3月目から所定単位数の50/100を算定		
7-02	個別支援計画未作成減算		所定単位数の70/100	サービスの提供にあたって、放課後等デイサービス計画が作成されていない場合(利用者につき、未作成の場合だけでなく、作成に係る一連業務が適切に行われていない場合も対象) ※個別支援計画が未作成である場合や、当初利用する予定がなかった日に支援を提供する場合など、個別支援計画において支援の提供時間が定められていない場合には、「30分以上1時間30分以下」の時間区分での算定とする。			○	減算適用月から3月以上連続して基準に満たない場合は、3月目から所定単位数の50/100を算定		

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(報酬・放課後等デイサービス)

事業所
番号

4350500122

事業
所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ

番号	費用・加算の名称		算定単位等	要件 (概要)	届出事項	算定対象		留意事項等	請求	県確認欄
						全員	個別			
7-02	自己評価結果等未公表減算			<p>自己評価結果等未公表減算はおおむね1年に1回以上、自己評価及び事業所を利用する障害児の保護者による評価(保育所等訪問支援にあつては、当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価を含む。)が行われ、その結果等の公表が適切に行われていない場合に、障害児通所給付費等を減算する。</p> <p>これは従業者による評価を受けた上で、事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者(保育所等訪問支援にあつては訪問先施設を含む。)による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図るためのものである。公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。</p> <p>※当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。</p>	○	○		<p>所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではないことに留意すること。</p>		
7-02	開所時間減算	4時間未満	基本単位数の70/100	運営規程に定められている営業時間(送迎のみを実施する時間は含まない)が4時間未満の場合	○	○				
7-02		4時間以上6時間未満	基本単位数の85/100	運営規程に定められている営業時間(送迎のみを実施する時間は含まない)が4時間以上6時間未満の場合	○	○				
7-02	身体拘束廃止未実施減算		所定単位数の100分の1相当する単位数を減算	<p>身体拘束等にかかる以下の対応が行われていない場合に、利用者者全員について所定単位数から減算。</p> <p>①身体拘束等に係る記録(その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(切迫性、非代替性、一時性、組織決定)) ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催(1年に1回以上) ③身体拘束等の適正化のための指針の整備 ④身体拘束等の適正化のための研修の実施(職員採用の都度及び1年に1回以上)</p> <p>①～④の対応を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者者全員について所定単位数から減算。</p> <p>※減算対象とはしていないが、職員採用の都度研修を実施</p>	○	○				
7-02	虐待防止措置未実施減算		所定単位数の100分の1相当する単位数を減算	<p>虐待の防止のための以下の取り組みが適切に行われていない場合に、利用者者全員について所定単位数から減算。</p> <p>①指定通所基準又は指定入所基準の規定に基づき求められる虐待防止委員会を定期的に開催していない場合。(1年に1回以上) ②虐待の防止のための研修を定期的に実施していない場合。(1年に1回以上) ③虐待防止措置(虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施)を適切に実施するための担当者を配置していない場合。</p> <p>①～③の対応を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者者全員について所定単位数から減算。</p> <p>※減算対象とはしていないが、職員採用の都度研修を実施</p>	○	○				

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(報酬・放課後等デイサービス)

事業所
番号

4350500122

事業
所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ

番号	費用・加算の名称	算定単位等	要件 (概要)	届出事項	算定対象		留意事項等	請求	県確認欄
					全員	個別			
7-02	情報公表未報告減算	所定単位数の100分の5相当する単位数を減算	当該減算については、児童福祉法第33条の18の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算。	○	○				
7-02	業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の1相当する単位数を減算	指定通所基準等の規定に基づき求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算。 ※令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、当該減算を適用しない。	○	○				
7-02	支援プログラム未公表減算		支援プログラム未公表減算については、指定通所基準の規定に基づき、支援プログラム(5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」及び「人間関係・社会性」)を含む総合的な支援内容との関連性を明確にした事業所全体の支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、公表が適切に行われていない場合に、障害児通所給付費等を減算する。指定障害児通所支援事業者又は基準該当通所支援事業者が指定障害児通所支援事業所又は基準該当通所支援事業所ごとに、支援プログラムを策定し、インターネットの利用その他の方法により広く公表することにより総合的な支援と支援内容の見える化を進めるためのものであり、指定障害児通所支援事業所又は基準該当通所支援事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとする。 なお、令和7年3月31日までの間は減算されないが、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、取組を進めるよう努められたい。 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表することとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。 当該減算については、支援プログラムの公表について都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。届出がされていない月から届出がされていない状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算する。	○	○		所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではないことに留意すること。		

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(報酬・放課後等デイサービス)

事業所
番号

4350500122

事業
所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ

番号	費用・加算の名称		算定単位等	要件 (概要)	届出事項	算定対象		留意事項等	請求	県確認欄
						全員	個別			
7-02	中核機能強化事業所加算	放課後等デイサービス	定員数に応じ 75~187 単位/日	<p>本加算は、こどもと家族に対する支援の充実とあわせて、地域全体の障害児支援体制の充実強化を図るため、市町村が地域の障害児支援の中核的役割を担うと位置付ける指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合に算定するもの。</p> <p>【主な要件】</p> <p>①所在する市町村により中核的な役割を果たす事業所として位置付けられていること</p> <p>②市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること(市町村との定期的な情報共有、地域の協議会への参画等)</p> <p>③専門的な発達支援・家族支援の提供体制を確保していること</p> <p>④地域の障害児通所支援事業所との連携、インクルージョンの推進、早期の相談支援等の中核的な役割を果たす機能を有していること</p> <p>⑤地域の障害児支援体制の状況、上記の体制確保等に関する取組の実施状況を1年に1回以上公表していること</p> <p>⑥自己評価の項目について、外部の者による評価(自治体、当事者団体、地域の事業所等の同席や第三者評価等)を概ね1年に1回以上受けていること</p> <p>⑦主として上記の体制の確保等に関する取組を実施する専門人材として、常勤専任で1以上加配(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士、児童指導員で、資格取得・任用後、障害児通所支援等業務に5年以上従事した者に限る)</p> <p>⑦により加配した専門人材(中核機能強化職員)について、支援を提供する時間帯は事業所で支援に当たることを基本としつつ、支援の質を担保する体制を確保した上で地域支援にあたることを可とする(ただし、保育所等訪問支援の訪問支援員との兼務は不可)</p>	○		○			
7-02		主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し支援を行った場合	定員数に応じ 125~374 単位/日		○		○			

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(報酬・放課後等デイサービス)

事業所
番号

4350500122

事業
所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ

番号	費用・加算の名称		算定単位等	要件 (概要)	届出事項	算定対象		留意事項等	請求	県確認欄
						全員	個別			
7-02	児童指導員等加配加算	放課後等デイサービス	常勤専従・経験5年以上	定員数に応じ75～187単位/日	基準を上回る数の児童指導員等を1名以上配置(常勤換算)している場合(専門的支援体制加算を取得する場合は、専門的支援加算の算定に必要な従業者の員数は除く)	○	○	○ 本加算は、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児の関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合において、配置形態(常勤専従・常勤換算)及び従業者の児童福祉事業等に従事した経験年数に応じて算定するもの 【主な要件】 ・基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置(常勤専従又は常勤換算)していること ・「児童指導員等」とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員(心理学修了等)、視覚障害児支援担当職員(研修修了等)、強度行動障害支援者養成研	○	
7-02			常勤専従・経験5年未満	定員数に応じ59～152単位/日	基準を上回る数の児童指導員等を1名以上配置(常勤換算)している場合(専門的支援体制加算を取得する場合は、専門的支援加算の算定に必要な従業者の員数は除く)	○	○			
7-02			常勤換算・経験5年以上	定員数に応じ49～123単位/日	基準を上回る数の児童指導員等を1名以上配置(常勤換算)している場合(専門的支援体制加算を取得する場合は、専門的支援加算の算定に必要な従業者の員数は除く)	○	○			
7-02			常勤換算・経験5年未満	定員数に応じ43～107単位/日	基準を上回る数の児童指導員等を1名以上配置(常勤換算)している場合(専門的支援体制加算を取得する場合は、専門的支援加算の算定に必要な従業者の員数は除く)	○	○			
7-02			その他の従業者の場合	定員数に応じ36～90単位/日	基準を上回る数のその他の従業者を1名以上配置(常勤換算)している場合(専門的支援体制加算を取得する場合は、専門的支援加算の算定に必要な従業者の員数は除く)	○	○			

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(報酬・放課後等デイサービス)

事業所
番号

4350500122

事業
所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ

番号	費用・加算の名称		算定単位等	要件 (概要)	届出事項	算定対象		留意事項等	請求	県確認欄
						全員	個別			
7-02	主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し支援を行った場合	常勤専従・経験5年以上	定員数に応じ125~374単位/日	基準を上回る数の児童指導員等を1名以上配置(常勤換算)している場合(専門的支援体制加算を取得する場合は、専門的支援加算の算定に必要な従業員の員数は除く)	○	○	児童指導員養成研修(基礎研修)修了者をいう ・勤める経験年数は、児童福祉事業(幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育を含む)に従事した経験年数とする。なお、本加算における経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものとする ○ 常勤換算の場合、児童指導員等とその他の従業者、経験年数5年以上の者と5年未満の者を組み合わせて配置する場合、低い区分の単位を算定する ○ 本加算は常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を目的としていることから、算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本とする			
7-02		常勤専従・経験5年未満	定員数に応じ98~305単位/日	基準を上回る数の児童指導員等を1名以上配置(常勤換算)している場合(専門的支援体制加算を取得する場合は、専門的支援加算の算定に必要な従業員の員数は除く)	○	○				
7-02		常勤換算・経験5年以上	定員数に応じ82~247単位/日	基準を上回る数の児童指導員等を1名以上配置(常勤換算)している場合(専門的支援体制加算を取得する場合は、専門的支援加算の算定に必要な従業員の員数は除く)	○	○				
7-02		常勤換算・経験5年未満	定員数に応じ71~214単位/日	基準を上回る数の児童指導員等を1名以上配置(常勤換算)している場合(専門的支援体制加算を取得する場合は、専門的支援加算の算定に必要な従業員の員数は除く)	○	○				
7-02		その他の従業者の場合	定員数に応じ60~180単位/日	基準を上回る数のその他の従業者を1名以上配置(常勤換算)している場合(専門的支援体制加算を取得する場合は、専門的支援加算の算定に必要な従業員の員数は除く)	○	○				

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(報酬・放課後等デイサービス)

事業所
番号

4350500122

事業
所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ

番号	費用・加算の名称		算定単位等	要件 (概要)	届出事項	算定対象		留意事項等	請求	県確認欄
						全員	個別			
7-02	専門的支援体制加算	放課後等デイサービス	理学療法士等の場合	定員数に応じ49～123単位/日	基準を上回る数の理学療法士等を1名以上配置(常勤換算)している場合(児童指導員等加配加算を取得する場合は、児童指導員等加配加算の算定に必要なとなる従業者の員数は除く)	○	○	理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(※)、児童指導員(※)、心理担当職員(心理学修了等)又は視覚障害児支援担当職員(研修修了等))を1以上配置(常勤換算)していること		
7-02		主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービス事業所に規定する施設において重症心身障害児に対し支援を行った場合	理学療法士等の場合	定員数に応じ82～247単位/日	基準を上回る数の理学療法士等を1名以上配置(常勤換算)している場合(児童指導員等加配加算を取得する場合は、児童指導員等加配加算の算定に必要なとなる従業者の員数は除く)(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(※)、児童指導員(※)、心理担当職員(心理学修了等)又は視覚障害児支援担当職員(研修修了等))を1以上配置(常勤換算)していること(※)保育士・児童指導員は資格取得・任用から5年以上児童福祉事業に従事したものに限る	○	○	(※)保育士・児童指導員は資格取得・任用から5年以上児童福祉事業に従事したものに限る		
7-02	看護職員加配加算(Ⅰ)		主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービス事業所に規定する施設において重症心身障害児に対し支援を行った場合	定員数に応じ133～400単位/日	①基準を上回る数の看護職員を1名以上配置(常勤換算)している場合 かつ ②医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が40点以上の場合 かつ ③医療的ケアが必要な障がい児に対して支援を提供できる旨を公表している場合	○	○	算定には、原則当該年度の前年度の医療的ケア児の利用日数と医療的ケアスコアを用いる。		
7-02	看護職員加配加算(Ⅱ)		主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービス事業所に規定する施設において重症心身障害児に対し支援を行った場合	定員数に応じ266～800単位/日	①基準を上回る数の看護職員を2名以上配置(常勤換算)している場合 かつ ②医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が72点以上の場合 かつ ③医療的ケアが必要な障がい児に対して支援を提供できる旨を公表している場合	○	○	同上		
7-02	共生型サービス体制強化加算			181単位/日	児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1名以上配置(いずれも兼務可)し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た場合	○	○			
7-02				103単位/日	児童発達支援管理責任者を1名以上配置(いずれも兼務可)し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た場合	○	○			
7-02				78単位/日	保育士又は児童指導員をそれぞれ1名以上配置(いずれも兼務可)し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た場合	○	○			

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(報酬・放課後等デイサービス)

事業所
番号

4350500122

事業
所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ

番号	費用・加算の名称	算定単位等	要件 (概要)	届出事項	算定対象		留意事項等	請求	県確認欄
					全員	個別			
7-03 各種加算									
7-03	家族支援加算(Ⅰ) ※個別	所要時間1時間未満	200単位/回	あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、通所支援計画に位置付けた上で、計画的に、従業者が、障害児の家族等の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関する必要な相談援助を行った場合に、算定するものであること。 ※原則30分に満たない場合は算定できないが、家族等の状況を勘案して短時間でも相談援助を行う必要がある場合又は家族側の事情により30分未満となる場合はこの限りではないこと。 ※相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。			○	○	
7-03		所要時間1時間以上	300単位/回	あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、通所支援計画に位置付けた上で、計画的に、従業者が、指定放課後等支援事業所等において対面により、障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関する必要な相談援助を行った場合に、算定するものであること。 ※相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。			○		○
7-03		指定放課後等デイサービス事業所で実施	100単位/回	あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、通所支援計画に位置付けた上で、計画的に、従業者が、指定放課後等支援事業所等において対面により、障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関する必要な相談援助を行った場合に、算定するものであること。 ※相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。			○		○
7-03		テレビ電話装置等	80単位/回	あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、通所支援計画に位置付けた上で、計画的に、従業者が、テレビ電話等の装置を活用して、障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関する必要な相談援助を行った場合に、算定するものであること。相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。			○		○

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(報酬・放課後等デイサービス)

事業所
番号

4350500122

事業
所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ

番号	費用・加算の名称		算定単位等	要件 (概要)	届出 事項	算定対象		留意事項等	請求	県確認欄
						全員	個別			
7-03		対面	80単位/回	<p>あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、通所支援計画に位置付けた上で、計画的に、従業者が、対面で、障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関する必要な相談援助を行った場合に、算定するものであること。</p> <p>※相談援助を行う対象者は、2人から8人までを1組として行うものとする。なお、障害児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は、1として数えるものとする。</p> <p>※相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。</p>			○	<p>・1日につき1回および1月につき4回を限度</p> <p>・いずれについても、指定放課後等デイサービスを提供した日以外の日に相談援助を行った場合においても算定できること。</p> <p>また、当該障害児に指定放課後等デイサービス事業所を提供しない月においては算定することはできないこと。</p>		
7-03		家族支援加算(Ⅱ) ※グループ	テレビ電話装置等	60単位/回	<p>あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、通所支援計画に位置付けた上で、計画的に、従業者が、テレビ電話装置等を活用して、障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関する必要な相談援助を行った場合に、算定するものであること。</p> <p>※相談援助を行う対象者は、2人から8人までを1組として行うものとする。なお、障害児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は、1として数えるものとする。</p> <p>※相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。</p>			○	<p>・本加算は通所支援計画に位置付けた上で計画的に相談援助を行った場合に算定するものであり、突発的に生じる相談援助(例えば、家族等からの電話に対応する場合は対象とならないことに留意すること。</p> <p>※Ⅰ及びⅡは同日に実施した場合も算定可能</p>	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(報酬・放課後等デイサービス)

事業所
番号

4350500122

事業
所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ

番号	費用・加算の名称	算定単位等	要件 (概要)	届出事項	算定対象		留意事項等	請求	県確認欄
					全員	個別			
7-03	利用者負担上限額管理加算	150単位/月	利用者負担合計額の管理を行った場合に加算。			○	上限額管理表	○	
7-03	子育てサポート加算	80単位/日	<p>障害児の家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族等に対して、障害児への指定児童発達支援とあの支援場面の観察や当該場面に参加する等の機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたことへの関わり方等に関する相談援助等の支援を行った場合に、月4回に限り算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて、従業者が計画的に実施すること ・障害児への指定児童発達支援とあわせて、障害児の家族等に対して、支援を行う場を観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性や特性を踏まえたことへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供するとともに、それとあわせて相談援助等を行うこと ・「機会の提供」について、児童発達支援を提供する時間帯を通じて、家族等が直接支援場面の観察や参加等をしていることを基本とする。ただし、障害児の状態等から、家族等が直接支援場に同席することが難しい場合には、マジックミラー越し等により、支援場を観察しながら、異なる従業者が相談援助等の支援を行っても差し支えない ・「相談援助等」について、従業者による一方的な説明や指示、複数の障害児及び家族等に対する一斉指示、支援内容を報告するのみではなく、障害児及び家族ごとの状態を踏まえて個別に障害児の状況や支援内容に関する説明と相談対応を行うなど、個々の障害児及び家族にあわせて丁寧に支援を行うこと ・複数の障害児及び家族等に対してあわせて支援を行う場合には、障害児及び家族ごとの状態に応じた支援が可能な体制を確保し支援を実施すること。従業者1人があわせて行う相談援助は、最大5世帯程度までを基本とする ・家族等への支援内容の要点等に関する記録を行うこと 			○	子育てサポート加算を算定する時間帯に行う相談援助等について、家族支援加算は算定できない	○	
7-03	福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)	15単位/日	児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士又は公認心理師の割合が35%以上	○	○			
7-03	福祉専門職員配置等加算	(Ⅱ)	10単位/日	児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士又は公認心理師の割合が25%以上(加算Ⅰを算定している場合は算定不可)	○	○			
7-03	福祉専門職員配置等加算	(Ⅲ)	6単位/日	<p>次のいずれかに該当する事業所。(加算Ⅰ・Ⅱを算定している場合は算定不可。)</p> <p>①児童指導員若しくは保育士として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、常勤従業者の割合が75%以上</p> <p>②児童指導員若しくは保育士として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が30%以上</p>	○	○	「3年以上」の期間は、加算申請の前月末日時点で算出し、同一法人内及び非常勤での勤務年数を含めること不可	○	
7-03	欠席時対応加算	94単位/回	<p>利用者が、利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、従業者が、利用者等への連絡調整、相談援助を行うとともに利用者の状況、相談援助の内容の記録を行った場合に、1月につき4回を限度として算定。</p> <p>※当該加算の算定日は、利用日数には算定しない。</p>			○	当日～2営業日前に急病等により利用中止の連絡があった場合に算定可能。	○	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(報酬・放課後等デイサービス)

事業所
番号

4350500122

事業
所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ

番号	費用・加算の名称	算定単位等	要件 (概要)	届出事項	算定対象 全員	個別	留意事項等	請求	県確認欄
7-03	専門的支援実施加算	150単位/回	<p>理学療法士等を配置(常勤換算でなく単なる配置で可。基準人員等によることも可)し、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、専門性に基づき評価すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画に則った5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成し、当該計画に基づき支援を行うこと。 ・なお、専門的支援は個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団(5名程度まで)又は基準人員を配置した上での小集団(2まで)の組み合わせによる実施も可とする。また、専門的支援の時間は同日の支援時間の全てとする必要はないが、30分以上を確保すること ・計画の実施状況の把握を行うとともに、対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと ・計画の作成・見直しに当たって、対象児及び保護者に対し説明するとともに同意を得ること ・対象児ごとの支援記録を作成すること <p>○専門的実施加算について、当該事業所における対象児の月利用日数に応じて月の算定限度回数を設定 放課後等デイサービス:限度回数2回(月利用回数6日未満の場合) 同4回(同6日以上12日未満の場合) 同6回(同12日以上の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的支援実施加算の算定にあたっては、個別支援計画を踏まえ、支援を提供する専門職が専門的支援実施計画を障害児ごとに作成することが必要となるが、計画には、以下の項目を記載することを想定している。 ・当該専門職によるアセスメントの結果 ・5領域との関係の中で、特に支援を要する領域 ・専門的支援を行うことで、目指すべき達成目標 ・目標を達成するために行う具体的な支援の内容 ・支援の実施方法 等 <p>なお、専門的支援実施計画は、個別支援計画とは別に作成し、あらかじめ給付決定保護者の同意を得ることが必要である。</p>	○		○	<p>保育士及び児童指導員の経験年数については、保育士又は児童指導員としての資格取得又は任用からの児童福祉事業に従事した経験が必要となる点に留意すること。また、その配置は、単なる配置で差し支えないものであり、指定通所基準の規定により配置すべき従業者や児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算で加配している人員によることも可能であること。</p>		

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(報酬・放課後等デイサービス)

事業所
番号

4350500122

事業
所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ

番号	費用・加算の名称	算定単位等	要件 (概要)	届出事項	算定対象		留意事項等	請求	県確認欄
					全員	個別			
7-03	強度行動障害児 支援加算	200単位/日	(I) 加算Ⅰは、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、配置基準上の従業者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの。 ・実践研修修了者を1以上配置(常勤・常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可)し、支援計画シートを作成…① ・配置基準上の従業者による支援計画シートに基づく支援(基礎研修修了者が支援を行う場合にあつては、実践研修修了者が原則2回の支援ごとに当該児の観察及び支援計画シート等に基づき支援が行われていることを確認すること、その他の従業者が行う場合にあつては、これに加えて、日々の支援内容について実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認した上で支援を行うこと)…② ・共生型放課後等デイサービス事業所については、児童発達支援管理責任者を置いている場合のみ算定可能とする…③ ・加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間はさらに500単位を加算することができる。 ・支援計画シートについては、3月に一回程度の頻度で見直しを行うこととする	○		○	行動障害の合計点数が20点以上であると市町村が認めた障害児が対象		
			(II) 加算Ⅱは、強度行動障害支援者養成研修(中核人材)修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シート等の作成に係る助言を行い、当該修了者又は実践研修修了者が助言を踏まえた支援計画シートを作成した上、配置基準上の従業者が当該児に対して支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの ・実践研修修了者を1以上配置(常勤・常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可)し、支援計画シートを作成…① ・配置基準上の従業者による支援計画シートに基づく支援(基礎研修修了者が支援を行う場合にあつては、実践研修修了者が原則2回の支援ごとに当該児の観察及び支援計画シート等に基づき支援が行われていることを確認すること、その他の従業者が行う場合にあつては、これに加えて、日々の支援内容について実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認した上で支援を行うこと)…② ・共生型放課後等デイサービス事業所については、児童発達支援管理責任者を置いている場合のみ算定可能とする…③ ・加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間はさらに500単位を加算することができる。 ・支援計画シートについては、3月に一回程度の頻度で見直しを行うこととする	○		○	行動障害の合計点数が30点以上であると市町村が認めた障害児が対象		

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(報酬・放課後等デイサービス)

事業所
番号

4350500122

事業
所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ

番号	費用・加算の名称	算定単位等	要件 (概要)	届出事項	算定対象		留意事項等	請求	県確認欄
					全員	個別			
7-03	集中的支援加算	1000単位/日	<p>・本加算は、強度行動障害を有する児の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を障害児通所支援事業所に訪問等させ、集中的な支援を行った場合に算定するもの</p> <p>・広域的支援人材を事業所に訪問させ、又はオンライン等を活用して、広域的支援人材が中心となって、対象となる児に対して集中的支援を行うこと強度行動障害を有する児者の支援に関して高度な専門性を有すると都道府県(政令市・児相設置市含む)が認めた者であって地域において支援を行うものをいう(都道府県において、中核的支援人材研修の講師や発達障害者支援地域マネージャー等から選定し、名簿を作成)</p> <p>・「集中的支援」については、①広域的支援人材が対象となる児及び事業所のアセスメントを行った上で、広域的支援人材と事業所が共同し、対象児の状態状況の改善に向けた環境調整その他の必要な対応支援を短期間で集中的に実施するための集中的支援実施計画(事業所全体の支援の進め方の計画)を作成し、②事業所において、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画及び個別支援計画(実践研修修了者を配置している場合は併せて支援計画シート等)に基づき支援を実施すること</p> <p>・広域的支援人材から、訪問又はオンライン等の活用により、対象となる児への支援が行われる日及び随時に、対象児の状況や支援内容の確認を受けるとともに、事業所への助言援助を受けること(なお、本加算の算定は、対象児に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行うものとする)</p> <p>・集中的支援実施計画について、広域的支援人材と共同し、概ね1月に1回以上の頻度で見直しを行うこと</p> <p>・対象児の状況及び支援内容について記録を行うこと</p> <p>・集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得ること</p> <p>・広域的支援人材に対して、本加算を踏まえた適切な額の報酬を支払うこと</p> <p>・対象児が複数の事業所を併用している場合にあっては、これらの事業所とも連携し集中的支援実施計画の作成や支援を行うこと。なお、複数事業所がそれぞれ広域的支援人材の助言援助を受けて支援を行う場合には、それぞれが本加算を取得することを可能とする</p> <p>・支援にあたっては対象児の障害児相談支援事業所とも緊密に連携すること(セルフプランの場合には市町村において速やかに相談支援につなげる)</p>	○	○	<p>強度行動障害を有する児(児基準20点以上)であって、状態が悪化して障害児通所支援の利用や日常生活の維持が困難な状態となっている児(申請に基づき市町村が判定)</p> <p>強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算</p> <p>強度行動障害児支援加算との併算定は可能</p>			
7-02	人工内耳用児支援加算	150単位/日	<p>人工内耳を装着している障害児に対して支援を行った場合で以下のいずれも満たしていること</p> <p>① 言語聴覚士を1以上配置(常勤換算ではなく単なる配置で可)し児の状態や個別配慮事項等について個別支援計画に位置づけて支援を行うこと</p> <p>② 主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診察を行う医療機関との連携体制が確保されていること</p> <p>③ 地域の関係機関の求めに応じて、相談援助を行うこと(実施の内容の要点等に関する記録を作成)</p>			○			

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(報酬・放課後等デイサービス)

事業所
番号

4350500122

事業
所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ

番号	費用・加算の名称	算定単位等	要件 (概要)	届出事項	算定対象		留意事項等	請求	県確認欄
					全員	個別			
7-03	視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算	100単位/日	<ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通に関し専門性を有する者を、当該障害児に対して支援を行う時間帯を通じて配置し、当該者がコミュニケーション支援を行いながら、当該障害児に対して支援を行っていること(加配でなく基準により配置すべき職員によることも可。常勤換算でなく単なる配置で可) ・「意思疎通に求める専門性を有する者」とは、以下のとおりとする(視覚障害)点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者(聴覚障害又は言語機能障害)日常生活上の場面において、必要な手話通訳等を行うことができる者(障害のある当事者)障害特性に応じて、当事者としての経験に基づきコミュニケーション支援を行うことができる者 	○		○	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚に重度の障害を有する障害児(視覚障害に関して1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児) ・聴覚に重度の障害を有する障害児(聴覚障害に関して2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児) ・言語機能に重度の障害を有する障害児(言語機能に関して3級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児) 		
7-03	個別サポート加算	(I)	90単位/日	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省が定める基準に適合する心身の状態にある障害児に対して指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合の基本報酬を算定している場合については、本加算を算定しない ・強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を配置(常勤換算に限らない単なる配置で可)し、当該研修修了者が本加算の対象児に指定放課後等デイサービスを行った場合、90単位に加え1日につき30単位を所定単位数に加算する 	○		○	就学児サポート調査表【厚生労働大臣の定める基準(平24厚労告270・第8号の4)】の各項目において算出した合計が13点以上の障害児	
7-03		(I)	120単位/日	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省が定める基準に適合する心身の状態にある障害児に対して指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合の基本報酬を算定している場合については、本加算を算定しない 			○	就学児サポート調査表において、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするとしてされた障害児	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(報酬・放課後等デイサービス)

事業所
番号

4350500122

事業
所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ

番号	費用・加算の名称	算定単位等	要件 (概要)	届出 事項	算定対象		留意事項等	請求	県確認欄
					全員	個別			
7-03	(Ⅱ)	150単位/日	<p>通所報酬告示第1の9の口の個別サポート加算(Ⅱ)については、要保護児童又は要支援児童を受け入れた場合において、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会、医師と連携して指定放課後等デイサービスを行う場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。ただし、これらの支援の必要性について、通所給付決定保護者に説明することが適当ではない場合があることから、本加算の趣旨等について理解した上で、本加算の算定について慎重に検討すること。</p> <p>①児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医師(以下「連携先機関等」という。)と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと。</p> <p>②連携先機関等との①の共有は、6月に1回以上行うこととし、その記録を文書で保管すること。なお、ここでいう文書は、連携先機関等が作成した文書又は児童発達支援事業所が作成した文書であって、連携先機関等と共有するなど、児童発達支援事業所と連携先機関等の双方で共有しているものであり、単に児童発達支援事業所において口頭でのやりとりをメモして保管しているだけの文書は対象とならない。</p> <p>③①のように、連携先機関等と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、児童発達支援計画に位置付け、通所給付決定保護者の同意を得ること。</p> <p>④市町村から、連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答するものとする。</p>			○			

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(報酬・放課後等デイサービス)

事業所
番号

4350500122

事業
所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ

番号	費用・加算の名称	算定単位等	要件 (概要)	届出事項	算定対象		留意事項等	請求	県確認欄
					全員	個別			
7-03	(Ⅲ)	70単位/日	<p>本加算は、放課後等デイサービスにおいて、不登校の状態にある障害児について、学校及び家族等と緊密に連携を図りながら放課後等デイサービスを行った場合に算定するもの</p> <p>【対象となる児童】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校の状態にある障害児とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、長期間継続的もしくは断続的に欠席している児童(病気や経済的な理由による者は除く)」であって、学校と情報共有を行い、事業所と学校の間で、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要と判断された児童とする <p>【主な算定要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置づけて支援を行うこと。個別支援計画の作成に当たっては、学校と連携して作成を行うこと ・学校との情報共有を、対面又はオンラインで、月に1回以上行うこと。その要点について記録を行い学校に共有すること(当該連携について関係機関連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)の算定は不可) ・家族への相談援助(居宅への訪問、対面、オンラインいずれの方法でも可)を月に1回以上行うこと。障害児や家族の意向、状況の把握と、支援の実施状況等の共有を行い、その要点について記録を行うこと(当該相談援助について家族支援加算の算定は不可) ・学校との情報共有において、障害児の不登校の状態について確認を行い、障害児等の状態や登校状況等を考慮した上で、学校と事業所との間で本加算による支援の継続の要否について検討を行うこと(その結果、本加算による支援を終える場合であっても、その後の支援において学校との連携に努めること) ・市町村(教育担当部局又は障害児支援担当部局)から、家庭や学校との連携状況や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答すること 			○	<p>学校及び家庭と緊密な連携が図られている前提があることから、授業時間帯である時間においても、計画時間(発達支援を提供する時間)又は延長支援時間を個別支援計画に位置付けることができるものとする。延長支援時間については、計画時間の前又は後あるいは前後共に設定することも可能とする。授業時間帯における支援については、いずれの場合であっても、学校及び家庭と連携を図るとともに、こども本人の意思を尊重しながら、必要性については十分に検討を行った上で個別支援計画に位置付けること。また、学校や家庭との連携が図られていない状況下で、授業時間帯である時間内に、発達支援又は延長支援が提供されることは想定していない。</p>		

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(報酬・放課後等デイサービス)

事業所
番号

4350500122

事業
所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ

番号	費用・加算の名称	算定単位等	要件 (概要)	届出 事項	算定対象		留意事項等	請求	県確認欄
					全員	個別			
7-03	入浴支援加算	70単位/日	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に入浴させるために必要となる浴室・浴槽・衛生上必要な設備を備え、衛生的な管理を行っていること ・障害特性、身体の状態等も十分に踏まえた安全に入浴させるために必要な体制を確保していること。具体的には以下の取組を行うこと ①個々の対象児について、その特性等を踏まえた入浴方法や支援の体制・手順などを書面で整理し、支援にあたる従業者に周知すること ②入浴機器について、入浴支援を行う日及び定期的に安全性及び衛生面の観点から点検を行うこと ③入浴支援にあたる全従業者に対して、定期的に入浴支援の手法や入浴機器の使用方法、突発事故が発生した場合の対応等について研修や訓練等を実施すること ・入浴支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について、安全計画に位置付け、従業者への周知徹底と当該計画に基づく取組を行うこと ・事前に対象児の障害特性、家庭における入浴の状態その他の必要な情報を把握し、これらを踏まえて個別支援計画に位置付けた上で支援を実施すること ・安全な入浴のために必要な体制を確保した上で、障害特性や発達段階に応じた適切な方法で支援を実施すること ・一月に8回を限度 	○		○	<p>【対象となる児】医療的ケア児、重症心身障害児</p> <p>○浴槽を使用した部分浴の場合は算定可。清拭のみの場合は算定不可。</p> <p>シャワー浴は洗身を行う場合には算定可(単にシャワーを浴びせるだけの場合は算定不可)</p>		
7-03	通所自立支援加算	70単位/日	<p>本加算は、指定放課後等デイサービス事業所において、障害児に対して、学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合に算定するもの</p> <p>【主要要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童が公共交通機関等又は徒歩により放課後等デイサービスに通う際に、放課後等デイサービスの従業者が同行し、自立しての通所に必要な知識等(※)を習得するための助言・援助等の支援を行うこと(※)移動経路、公共交通機関の利用方法、乗車中のマナー、緊急時の対応方法等 ・あらかじめ児童及び保護者の意向を確認し、保護者の同意を得た上で、支援の実施及び個別に配慮すべき事項その他の支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事項について、個別支援計画に位置付けること ・児童の安全な通所のために必要な体制を確保した上で支援を行うこと 児童一人につき職員一人が個別に支援を行うことを基本とするが、児童の状態に応じて安全かつ円滑な支援が確保される場合には、職員一人が児童二人に支援を行うことも可能とする ・通所に係る支援の安全確保のための取組に関する事項について、安全計画に位置付け、職員に周知を図るとともに、研修等を行うこと ・加算対象児ごとの支援記録を作成すること 			○	<p>○重症心身障害児は対象とならない。また、同一敷地内の移動や、極めて近距離の移動などは対象とならない</p> <p>○算定開始から3月(90日)の間に行った通所に係る支援に限り、算定が可能。進学・進級、転居等の環境の変化により、改めて自立した通所につなげるために支援が必要と判断される場合には、改めて算定することが可能</p>		

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(報酬・放課後等デイサービス)

事業所
番号

4350500122

事業
所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ

番号	費用・加算の名称	算定単位等	要件 (概要)	届出事項	算定対象		留意事項等	請求	県確認欄
					全員	個別			
7-03	自立サポート加算	100単位/日回	<p>・児童の個別支援計画及び学校での取組内容を踏まえ、当該児が希望する進路を円滑に選択できるよう支援するための自立サポート計画を作成すること</p> <p>・自立サポート計画に基づき、児童の適性・障害の特性に対する自己理解の促進に向けた相談援助や、必要となる知識技能の習得支援など、児童が希望する進路を選択する上で必要となる支援を行うこと。その際、必要に応じて地域の商工会や企業等と連携すること。なお、これらの支援に当たっては、基本とされる総合的な支援の提供を確保した上で進めること</p> <p>〔想定される取組〕</p> <p>自己理解の促進に向けた相談援助:適正や障害特性の理解、現在や将来の課題などについて客観的な評価を交えた相談援助の実施等、進路の選択に資する情報提供や体験機会の提供:働く意義や職種・業種の情報提供、事業所での作業体験、企業等での職業体験、就労・進学等を経験している障害者による経験に基づく相談援助・講話等のピアの取組等、必要な知識・技能を習得するための支援:生活や職場での基本的マナー、進路に必要な具体的な知識技能の習得支援</p> <p>・計画に基づく支援の実施状況の把握を行うとともに、課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと</p> <p>・計画の作成・見直しに当たって、当該児童・保護者に説明するとともに、同意を得ること</p> <p>・児童が在籍する学校との日常的な連携体制を確保し、自立サポート計画の作成・見直し、支援の実施において必要な連携を図ること(なお、連携における会議等の実施について、関係機関連携加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定を可能とする)</p> <p>・対象児ごとの支援に関する記録を行うこと</p>			○	月2回を限度に算定 【対象となる児】進路を選択する時期にある就学児(高校2年生・3年生を基本とする)		
7-03	医療連携体制加算	(Ⅰ) 32単位/日	<p>医療機関との連携により、看護職員を当該事業所に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間未満の看護を行った場合に看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、医療的ケア区分1～3又は重症心身就学児により放課後等デイサービス給付費を算定している場合は、算定しない。</p>			○	<p>①当該障害児の主治医から、障害児ごとに看護の提供等の指示を受け、その内容を書面で残しておくこと。</p> <p>②当該障害児の主治医から指示を受けた具体的看護内容を個別支援計画に記載しておくこと。</p> <p>③主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。</p>		
7-03		(Ⅱ) 63単位/日	<p>医療機関との連携により、看護職員を当該事業所に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、医療的ケア区分1～3又は重症心身就学児により放課後等デイサービス給付費を算定している就学児については、算定しない。</p>			○	同上		

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(報酬・放課後等デイサービス)

事業所
番号

4350500122

事業
所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ

番号	費用・加算の名称	算定単位等	要件 (概要)	届出事項	算定対象		留意事項等	請求	県確認欄
					全員	個別			
7-03	(Ⅲ)	125単位/日	医療機関との連携により、看護職員を当該事業所に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して2時間以上の看護を行った場合に、看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。 ただし、医療的ケア区分1～3又は重症心身就学児により放課後等デイサービス給付費を算定している就学児については、算定しない。			○	同上		
7-03	(Ⅳ)	看護を受けた就学児の人数に応じて400～800単位/日	医療機関との連携により、看護職員を当該事業所に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする就学児に対して4時間未満の看護を行った場合に、看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。 ただし、医療的ケア区分1～3又は重症心身就学児により放課後等デイサービス給付費を算定している就学児については、算定しない。この場合において、当該医療行為を必要とする障害児が3人以上利用している場合は、原則医療的ケア区分の放課後等デイサービス給付費により算定すること。			○	同上		
7-03	(Ⅴ)	看護を受けた就学児の人数に応じて800～1,600単位/日	医療機関との連携により、看護職員を当該事業所に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする就学児に対して4時間以上の看護を行った場合に、看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。 ただし、医療的ケア区分1～3又は重症心身就学児により放課後等デイサービス給付費を算定している就学児については、算定しない。この場合において、当該医療行為を必要とする障害児が3人以上利用している場合は、原則医療的ケア区分の放課後等デイサービス給付費により算定すること。			○	同上		
7-03	(Ⅵ)	500単位/日	医療機関との連携により、看護職員を当該事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。 ただし、医療的ケア区分1～3又は重症心身就学児により放課後等デイサービス給付費を算定している就学児については、算定しない。			○	同上		
7-03	(Ⅶ)	250単位/日	喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。(医療的ケア区分による基本報酬を算定している場合は算定しない)			○	医療的ケア区分による基本報酬を算定している場合や、看護職員を確保し医療連携体制加算(Ⅰ)～(Ⅴ)により評価されている場合、主として重症心身障害児を通わせる事業所において看護職員加配加算を算定している場合には、算定しない		

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(報酬・放課後等デイサービス)

事業所
番号

4350500122

事業
所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ

番号	費用・加算の名称		算定単位等	要件 (概要)	届出事項	算定対象		留意事項等	請求	県確認欄	
						全員	個別				
7-03	送迎加算		54単位/日	居宅等と事業所との間の送迎を行った場合(利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったも算定可。ただし、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておくこと。) <ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児の場合は40単位加算 ※運転手に加え基準により置くべき直接支援業務に従事する職員1以上が同乗すること ・医療的ケア児の場合は40単位加算(医療的スコア16点以上の場合は80単位加算) ※運転手に加え、看護職員等(喀痰吸引等のみ必要な児の場合には認定特定行為従事者を含む)1以上が同乗すること 			○	同一敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障がい児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70相当を算定。	○		
7-03			40~80単位/日	居宅等と事業所との間の送迎を行った場合(利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったも算定可。ただし、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておくこと。) <ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児40単位/回 ※運転手に加え基準により置くべき直接支援業務に従事する職員1以上が同乗すること ・医療的ケア児(医療的ケアスコア16点以上の場合)80単位/回 ・医療的ケア児(その他の場合)40単位/回 ※運転手に加え、看護職員等(喀痰吸引等のみ必要な児の場合には認定特定行為従事者を含む)1以上が同乗すること 	○		○	同一敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障がい児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70相当を算定。			
7-03	延長支援加算	障害児(重症心身障害児を除く)	延長時間1時間以上2時間未満	92単位/日	○本加算は、発達支援に加えて、支援の前後に預かりニーズに対応した支援(延長支援)を計画的に行った場合に算定するもの <ul style="list-style-type: none"> ・支援時間が5時間(放デイ平日は3時間)である児を受け入れることとしていること ・運営規程に定められている営業時間が6時間以上であること(放デイ平日は除く) ・障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由を確認するとともに、あらかじめ保護者の同意を得ること ・上記の支援時間による支援の前後に、個別支援計画に位置付けて(※)延長支援(1時間以上)を行うこと(※)支援が必要な理由、延長支援時間 ・延長支援を行う時間帯に職員を2(対象児が10人を超える場合は、2に10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数)以上配置していること(うち1以上は基準により置くべき職員(児発管含む)とすること。医療的ケア児の場合には看護職員等を配置すること) ・延長支援を行った場合、実際に要した延長支援時間の記録を行うこと ○延長支援時間は1時間以上で設定すること。支援の前後ともに延長支援を行う場合はいずれも1時間以上とすること ○算定は実際に要した延長支援時間の区分で算定する。ただし、あらかじめ定めた時間よりも長くなった場合は、あらかじめ定めた時間で算定する。児童又は保護者の都合により延長支援時間が1時間未満となった場合は、1時間未満の区分での算定が可能(この場合でも、30分以上の支援時間であることが必要) 	○		○	○		
7-03			延長時間2時間以上	123単位/日		○		○	○		
7-03		重症心身障害児又は医療的ケア児	延長時間1時間以上2時間未満	192単位/日		○		○			
7-03			延長時間2時間以上	256単位/日		○		○			
7-03		延長支援加算(主として重症心身障害児)	障害児	延長時間1時間以上2時間未満		92単位/日	○		○		
7-03				延長時間2時間以上		123単位/日	○		○		

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(報酬・放課後等デイサービス)

事業所
番号

4350500122

事業
所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ

番号	費用・加算の名称		算定単位等	要件 (概要)	届出事項	算定対象		留意事項等	請求	県確認欄
						全員	個別			
7-03	医療的ケア児	延長時間1時間以上2時間未満	192単位/日	<p>○延長支援を計画的に行う中で、予定していた日以外に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にも算定が可能(当該理由及び延長支援時間について記録)。急な延長支援を行う状況が継続する場合には、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと</p>	○	○				
7-03		延長時間2時間以上	256単位/日		○	○				
7-03	重症心身障害児	延長時間1時間未満	128単位/日	<p>主として重症心身障害児を通わせる事業所で支援を受けている重症心身障害児や共生型事業所等で支援を受けている障害児については、については、運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間(以下「延長時間帯」という。)において、指定児童発達支援等を行った場合に、障害児の障害種別及び1日の延長支援に要した時間に応じ、所定単位数を算定する。</p>	○	○				
7-03		延長時間1時間以上2時間未満	192単位/日		○	○				
7-03		延長時間2時間以上	256単位/日		○	○				
7-03	延長支援加算(共生型・基準該当)	障害児(重症心身障害児を除く)	延長時間1時間未満	61単位/日	<p>ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。</p> <p>延長時間帯における障害児の数が10人以下の場合は、2人以上の従業者を配置すること。障害児の数が10人を超える場合の職員の数については、2人に、障害児の数が10人を超えて10人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上の従業者を配置すること(例:障害児の数が23人の場合、延長支援時間における従業者の数は4名)。</p> <p>このうち、1人以上は、指定通所支援基準の規定により配置することとされている従業者(児童発達管理責任者を含む。)を配置すること。</p> <p>医療的ケアを要する障害児に延長支援を行う場合には、エの従業者の配置のうち、看護職員(医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの延長支援にあつては、認定特定行為業務従事者を含む。)を1名上配置すること。</p> <p>保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。</p>	○	○			
7-03			延長時間1時間以上2時間未満	92単位/日		○	○			
7-03			延長時間2時間以上	123単位/日		○	○			
7-03		重症心身障害児又は医療的ケア児	延長時間1時間未満	128単位/日		○	○			
7-03			延長時間1時間以上2時間未満	192単位/日		○	○			
7-03		延長時間2時間以上	256単位/日	○	○					

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(報酬・放課後等デイサービス)

事業所
番号

4350500122

事業
所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ

番号	費用・加算の名称		算定単位等	要件 (概要)	届出 事項	算定対象		留意事項等	請求	県確認欄
						全員	個別			
7-03	関係機関連携加算		(I) 250単位/日	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得ること ・関係機関との日常的な連携体制の確保に努めること ・保育所や学校等との個別支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等すること(加算(I)) ・共生型児童発達支援事業所等については、児童発達管理責任者を配置していない場合は算定しない。 			○	<ul style="list-style-type: none"> ○各加算の要件の会議については、要旨等について記録を行うこと。会議についてはオンラインの活用も可能とする ○加算(I)と加算(II)の同一月の算定は不可。加算(III)については、個別サポート加算(II)(要保護・要支援児童への支援の評価)を算定している場合には、同加算で求める児童相談所等との情報連携に対しては算定しない ○多機能型事業所の場合、同一の児童に係る関係機関連携加算の算定は各サービスで合わせて月1回までとする 		
7-03			(II) 200単位/日	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得ること ・関係機関との日常的な連携体制の確保に努めること ・保育所や学校等と児童の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催又は参加し、情報共有・連絡調整を行うこと(加算(II)) 			○			
7-03			(III) 150単位/日	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得ること ・関係機関との日常的な連携体制の確保に努めること ・児童相談所、こども家庭センター、医療機関等と、情報共有のための会議を開催又は参加し、情報共有・連絡調整を行うこと(加算(III)) 			○			
7-03			(IV) 200単位/日	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得ること ・関係機関との日常的な連携体制の確保に努めること ・就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整・相談援助を行うこと(加算(IV))【現行どおり】 			○			

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(報酬・放課後等デイサービス)

事業所
番号

4350500122

事業
所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ

番号	費用・加算の名称	算定単位等	要件 (概要)	届出 事項	算定対象		留意事項等	請求	県確認欄
					全員	個別			
7-03	事業所間連携加算	(I)	500単位/日	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村から事業所間の連携を実施するよう依頼を受けた事業所(コア連携事業所)であること ・児が利用する他の事業所との間で、児に係る支援の実施状況、心身の状況、生活環境等の情報共有・支援の連携のための会議を開催すること(※会議はオンラインの活用を可能とする。全ての事業所の参加を基本とするが、やむを得ない場合の算定も認める) ・会議の内容及び整理された児の状況や支援に関する要点について、他の事業所、市町村、保護者に共有すること ・あわせて、市町村に、児に係る各事業所の個別支援計画を共有すること。また、障害児・家族の状況等を踏まえて、急ぎの障害児相談支援の利用の必要性の可否を報告すること ・保護者に対して、上記の情報を踏まえた相談援助を行うこと(この場合に家庭連携加算を算定することも可能とする) ・上記の情報について、事業所の従事者に情報共有を行うとともに、必要に応じて個別支援計画を見直すこと 			○		
7-03			(II)	150単位/日	<ul style="list-style-type: none"> ・コア連携事業所が開催する会議に参加するとともに、個別支援計画をコア連携事業所に共有すること(※会議の場に参加できない場合であっても、会議の前後に個別にコア連携事業所と情報共有等を行った場合には算定を可能とする) ・上記の情報について、事業所の従事者に情報共有を行うとともに、必要に応じて個別支援計画を見直すこと 			○	

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(報酬・放課後等デイサービス)

事業所
番号

4350500122

事業
所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ

番号	費用・加算の名称	算定単位等	要件 (概要)	届出事項	算定対象		留意事項等	請求	県確認欄	
					全員	個別				
	保育・教育等移行支援加算		<p>共通要件</p> <p>障害児及び家族の意向や課題を把握し、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて計画的に実施すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退所前の保育・教育等移行支援については、移行先施設との間で、こどもや家族の状況や課題の共有を行うとともに、会議においては、移行に向けて必要な取組等の共有や連携調整などを行うこと。また、助言援助においては、必要な環境調整や支援方法の伝達などを行うこと ・退所後の居宅等を訪問しての相談援助においては、障害児又はその家族等に対して、移行後の生活における課題等に関して相談援助を行うこと ・退所後の移行先施設を訪問しての助言援助においては、移行先施設に対して、移行後の生活における課題等に関して助言・援助を行うこと ・それぞれについて、支援の要点に関する記録を行うこと 				○			
7-03		500単位/回	指定放課後等デイサービス事業所が、障害児に対して、地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、当該障害児が指定放課後等デイサービス事業所を退所して、保育所等(移行先施設)に通うことになった場合であって、退所前6か月以内に、移行先施設との間で、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言援助等(保育・教育等移行支援)を行った場合(2回を限度)				○			
7-03		500単位/回	指定放課後等デイサービス事業所が、障害児に対して、地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、当該障害児が指定放課後等デイサービス事業所を退所して、保育所等(移行先施設)に通うことになった場合であって退所後30日以内に、障害児の居宅等を訪問して相談援助を行った場合(1回を限度)					○		
7-03		500単位/回	指定放課後等デイサービス事業所が、障害児に対して、地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、当該障害児が指定放課後等デイサービス事業所を退所して、保育所等(移行先施設)に通うことになった場合であって退所後30日以内に、移行先施設を訪問して移行先施設に助言・援助等を行った場合(1回を限度)					○		

令和7年度(2025年度) 指定障害児通所支援事業者自己点検表(報酬・放課後等デイサービス)

事業所
番号

4350500122

事業
所名

放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ

番号	費用・加算の名称	算定単位等	要件 (概要)	届出事項	算定対象		留意事項等	請求	県確認欄
					全員	個別			
7-03	共生型サービス医療的ケア児支援加算	400単位/日	① 共生型指定放課後等デイサービス事業所において、看護職員を1以上配置し、医療的ケア児に対して、必要な医療的ケアに対応しながら、共生型指定放課後等デイサービスを行うこと。 ② 地域に貢献する活動を行っている共生型指定放課後等デイサービス事業所であること。当該活動の具体的な内容としては、地域住民へ医療的ケア児に対する理解を促進する啓発活動、地域の交流の場の設置(開放スペースや交流会等)により、医療的ケア児と地域のこどもの交流を実施する等)、保育所等で医療的ケア児の受入が促進されるための後方支援、地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催、地域のボランティアの受入や地域活動の実施など、地域や多世代との関わりを持つためのものとし、医療的ケア児のインクルージョンの推進に資する活動とすること。			○			
7-03	福祉・介護職員等処遇改善加算	加算を取得した事業所においては、加算額に相当する福祉・介護職員等の賃金改善を行う必要がある。また、賃金改善等について、以下の基準に適合する取り組みを実施している場合、該当する単位数を加算。							
7-03	(Ⅰ)	1月につき所定単位数13.4%	以下の全てを満たすこと。 ○月額賃金改善改善Ⅰ、Ⅱ(※1) ○キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)、Ⅱ(研修の実施等)、Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)(※2)、Ⅳ(改善後の賃金要件)、Ⅴ(介護福祉士の配置等) ○職場環境等要件(6区分からそれぞれ2つ以上、HP掲載等を通じた見える化) ※1 月額賃金要件ⅡはR7.3月時点で加算区分Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ ※2 キャリアパス要件ⅢはR7年度内の対応の制約で可	○	○				
7-03	(Ⅱ)	1月につき所定単位数の13.1%	以下の全てを満たすこと。 ○月額賃金改善改善Ⅰ、Ⅱ(※1) ○キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ(※2)、Ⅳ ○職場環境等要件(6区分からそれぞれ2つ以上、HP掲載等を通じた見える化) ※1※2 (Ⅰ)参照	○	○				
7-03	(Ⅲ)	1月につき所定単位数の12.1%	以下の全てを満たすこと。 ○月額賃金改善改善Ⅰ、Ⅱ(※1) ○キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ(※2) ○職場環境等要件(6区分からそれぞれ1つ以上) ※1※2 (Ⅰ)参照	○	○			○	
7-03	(Ⅳ)	1月につき所定単位数の9.8%	以下の全てを満たすこと。 ○月額賃金改善改善Ⅰ、Ⅱ(※) ○キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ ○職場環境等要件(6区分からそれぞれ1つ以上) ※1 (Ⅰ)参照	○	○				